

令和3年度 国の施策・予算に関する提案・要望 政府予算案(地方消費者行政関連)

令和3年1月29日

大阪府

※令和2年12月21日現在で国の各省庁からの情報により作成したものです。

《予算等の措置状況欄》 金額上段:R3年度予算額 金額下段:R2年度予算額 [全]全国枠予算 [国]国費ベース [事]事業費ベース
 《摘要欄》 ○:ほぼ要望どおり措置等の見込み △:一部措置等される見込み ×:措置等されない見込み

| 要望・提案事項 | 予算等の措置状況 | 摘要 |
|--|---|----|
| <p>1 地方消費者行政の充実</p> <p>(1)推進事業について、交付金の一般準則で認められている年限まで必要な財源を確保すること及び新規事業を対象とすること</p> <p>(2)強化事業及び推進事業ともに、地域の実情に合わせて柔軟に活用できるメニューとすること</p> <p>(3)推進事業の活用年限終了後も、国民生活の安全・安心を確保するため、国において、都道府県及び市町村が必要最低限の消費生活相談体制を維持できるよう、消費生活相談体制の基盤部分に対する新たな措置等を行うことについて検討すること</p> | <p>◆予算措置の状況 <消費者庁></p> <p>○新型コロナウイルス感染症・自然災害等緊急時における対応力強化 ・地域の消費生活相談体制の強化 (消費生活相談体制のデジタル化、都道府県における市町村支援及び市町村間連携による相談体制の強化)</p> <p style="text-align: right;">[全]R3当初18.5億円 +R2年度補正繰越6億円 ([全]R2当初20億円 +R元年度補正繰越11.5億円)</p> <hr/> <p>◆予算項目以外の状況</p> <p>・推進事業について、新規事業を対象とする制度改正は認められなかった。</p> <p>・強化事業について、現在、R3年度に向けてメニューの改正が行われているとともに、従来のメニューについても、地域の実情に合わせて柔軟な運用が行われているなど、一定の改善が認められる。推進事業については、地域の実情に合わせて柔軟に活用できることとする改正は認められなかった。</p> <p>・推進事業の活用年限終了後に向けた都道府県及び市町村の消費生活相談体制の基盤部分に対する新たな措置等について、課題と認識されているが具体的な検討内容は現状では確認できなかった。</p> | △ |
| <p>2 生活関連物資や医療衛生物資の不足等への対応の強化</p> <p>◇生活関連物資や医療衛生物資の不足等の事態が発生又は発生するおそれがある場合に、消費者行政の司令塔として、主務大臣が生活関連物資等の安定供給のための必要な措置を迅速かつ的確に講じるよう、関係省庁へ働きかける等の対応をすること。</p> <p>併せて、具体的措置等について、国民(消費者)に迅速に正しい情報を発信すること。</p> | <p>◆予算項目以外の状況</p> <p>・昨年9月に実施した、本要望に係る消費者庁参事官室との意見交換において、「法制度上、主務大臣が必要な措置を講じることになっており、消費者庁は必要に応じて、主務大臣(主務官庁)との協議・調整及び国民への情報発信を行っている。」との回答</p> | △ |